個人事業税　事業の種類

第１種事業（３７業種）　税率５％

物品販売業（動植物などの販売業を含む。）	船舶定係場業	仲立業
保険業	倉庫業（物品の寄託保管業を含む。）	問屋業
金銭貸付業	駐車場業 注２をご覧ください。	両替業
物品貸付業（動植物などの貸付業を含む。）	請負業	公衆浴場業（温泉・サウナ・特殊浴場など。）
不動産貸付業 注１をご覧ください。	印刷業	演劇興行業
製造業（物品の加工修理業を含む。）	出版業	遊技場業
電気供給業	写真業	遊覧所業
土石採取業	席貸業	商品取引業
電気通信事業（放送事業を含む。）	旅館業（下宿業を含む。）	不動産売買業
運送業	料理店業	広告業
運送取扱業	飲食店業	興信所業
	周旋業	案内業
	代理業	冠婚葬祭業

第２種事業（３業種）　税率４％

畜産業（農業に付随するものを除く。）	水産業	薪炭製造業

注：主として自家労力を用いて行うものを除きます。

第３種事業（３０業種）　税率５％（※については３％）

医業	公証人業	理容業
歯科医業	弁理士業	美容業
薬剤師業	税理士業	クリーニング業
※あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力が０．０６以下の者が行うものを除く。）	公認会計士業	公衆浴場（銭湯）業
	計理士業	歯科衛生士業
	社会保険労務士業	歯科技工士業
	コンサルタント業	測量士業
獣医業	設計監督者業	土地家屋調査士業
※装蹄師業	不動産鑑定業	海事代理士業
弁護士業	デザイン業	印刷製版業
司法書士業	諸芸師匠業（学習塾、その他の塾を含む。）	
行政書士業		

注１　不動産貸付業

不動産の貸付けを行う事業で、具体的には次の①又は②に該当するものをいいます。
なお、共有不動産の貸付けを行っている場合は、共有者の持分ごとではなく、共有不動産全体について、次の基準を適用します。

①

不動産の貸付け区分			該当基準
建物	住宅	一戸建住宅	１０棟以上
		上記以外の住宅（アパート・貸間等）	１０室以上
	住宅以外	一戸建のもの（倉庫・工場等）	５棟以上
		上記以外のもの（貸店舗・貸事務所等）	１０室以上
土地	住宅用地	住宅用地として貸付けているもの	契約件数１０件以上又は貸付総面積2,000㎡以上
	住宅用地以外	上記以外の土地の貸付け	契約件数１０件以上

※　建物の室数・棟数には、空室・空き家（他人に貸し付けることを目的として設けられているもの。）を含みます。
※　土地の契約件数には、空地（貸付けの用に供するもの。）を含みます。
※　上記の基準未満のものであっても、区分の異なる不動産を併せて貸付けをし、「室数」、「棟数」、「土地の契約件数」の合計が１０以上のものについては、不動産貸付業に該当します。

②　建物の貸付けによる収入金額が１千万円以上（貸付期間が１年未満のときは、月割で計算した額）のもの。
なお、収入金額には、権利金、更新料、礼金等は含みません。

注２　駐車場業

自動車の駐車のための場所を提供する事業で、具体的には次の①又は②に該当するものをいいます。
なお、共有の駐車場を貸付けている場合は、不動産貸付業と同様に全体について、次の基準を適用します。

①　建築物である駐車場を貸付けているもの
②　①以外のもので、駐車台数が１０台以上の駐車場を貸付けているもの